

とんだばやし 議会だより

12月定例会

No.217 平成30年2月1日
発行 富田林市議会
編集 広報委員会
TEL 0721-25-1000(内線217)



昔のおもちゃ、どうやって遊ぶのかな。(寺内町 旧田中家住宅展示)

平成29年度各会計補正予算を可決

平成29年第4回(12月)定例会は、12月4日から12月22日までの19日間の会期で開催しました。

この議会では、人権擁護委員の推薦といった人事案件や、平成29年度各会計の補正予算等の議案が提出され、本会議・委員会において慎重に審議が行われました。

また、一般質問においては、昨年10月の台風による被害を受けて、特に災害対策関係の質問が集中し、各会派・議員それぞれの視点から活発な質問が行われました。

目次

- 第4回定例会の概要
—————②
- 常任委員会の審査概要
—————③
- 一般質問
—————④～⑧
- 3月定例会の予定
—————⑧

とんだばやし議会だよりは再生紙を使用しています

決めたこと

条例案件

▼行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報等の提供に関する条例の一部改正

番号法に基づき、行政機関間の情報連携が本格運用されたことで、各地方公共団体が条例で定めた独自利用事務において、国から情報連携の利用が可能とされた事務については、提出書類の省略が可能となることから、本市においても独自利用事務を規定するための条例改正です。
（詳しくは政策推進課まで）

▼廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正

廃棄物の処理等に関する法律

において、事業者は、事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理することが定められており、処理経費に見合う適正な処理手数料への見直しを図るため、商店、事業所等について四十五リットル相当容器一個当たり二百円から三百円に改正するものです。なお、施行日は四月一日です。
（詳しくは衛生課まで）

▼人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

平成二十九年の人事院勧告に基づき国家公務員の給与関係法令が改正されたことに伴い、本市の特別職、議員の期末手当、一般職の給与等についても所要の改正を行うものです。
（詳しくは人事課まで）

に伴う人件費補正が主なものです。

人事案件

市議会では、次の方々の推薦について同意しました。

- ▼人権擁護委員
- 木下 佳信 氏
 - 吉海 弘幸 氏
 - 藤田 裕邦 氏
 - 芝本とも子 氏

請願・意見書

▼年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することに関する請願

この請願は、市議会が国に対し、年金の毎月支給を求める意見書を提出することに関するもので、採決にあたり賛成・反対討論があり、採決の結果、賛成多数で採択されました。

▼公的年金の毎月支給を求める意見書

この意見書は、先の請願が採択されたことを受けて提出されたもので、採決の結果、賛成多数により可決しました。

なお、可決された意見書は、内閣、厚生労働省の関係機関に送付されました。

議決結果一覧表

件名	議決結果
<p>条例</p> <p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報等の提供に関する条例の一部改正</p> <p>○職員の育児休業等に関する条例の一部改正</p> <p>○家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正</p> <p>○廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正</p> <p>○地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正</p> <p>○道路占用料条例の一部改正</p> <p>○人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定</p> <p>○職員の退職手当に関する条例等の一部改正</p>	<p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p>
<p>平成29年度補正予算</p> <p>○一般会計(第四号・五号・六号)</p> <p>○国民健康保険事業特別会計(第三号・四号)</p> <p>○介護保険事業特別会計(第三号・四号)</p> <p>○後期高齢者医療事業特別会計(第二号・三号)</p> <p>○水道事業会計(第二号・三号・四号)</p> <p>○下水道事業会計(第二号)</p>	<p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p>
<p>その他</p> <p>○人権擁護委員の推薦</p> <p>○和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分報告</p> <p>○観光交流施設きらめきファクトリーの指定管理者の指定</p> <p>○富田林市民プールの指定管理者の指定</p> <p>○上告受理の申立て</p> <p>○反訴の提起</p> <p>○訴えの提起</p> <p>○損害賠償の額を定めること</p> <p>○年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することに関する請願</p> <p>○公的年金の毎月支給を求める意見書</p>	<p>異議なし</p> <p>受理</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>可決</p> <p>採択</p> <p>可決</p>

常任委員会 審査

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部改正

問 この条例改正により、市民にとつてどのようなメリットがあるのか。

答 今回、情報の連携を行うことで、行政手続、例えば、子ども医療費の助成に関する申請等において、所得証明書の添付が不要となるなど、手続が簡素化され、利便性の向上が図られるものである。

廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例の一部改正

問 商店・事業所等の処理手数料が二百円から三百円に値上

げになるが、周知の方法について聞く。

答 現在登録されている事業者に対しては、通知文の発送を予定している。さらに、新たに登録を検討している事業者に対しても、ウェブサイト及び広報誌でお知らせを予定している。

道路占用料条例の一部改正

問 市道の占用料で得た財源の使い道について聞く。

答 収入については一般財源になると聞いており、ほぼ道路関係に使用されているとのことである。

一般会計補正予算(第四号・五号)

問 生活保護事業について、その内容と生活保護受給者の過去五年間の動向、自立されている世帯状況について、その割合や傾向を聞く。

答 今回は、平成二十八年度生活保護事業確定に伴う国への精算金で、主たる原因は生活保護受給世帯数の減少による。

なお、受給世帯数の過去五年間の動向は、平成二十四年度をピークに年々減少傾向にある。

また、自立される方の傾向は、全体の十六%を占めていた稼働世帯が、この五年間で二百九十

六世帯から百八十五世帯と百十一世帯減少しており、今のところ十一%台までに留まっている。

問 公共土木施設等災害復旧費に関係して、後年度に、四十七・五%が交付税算入されることだが、これはいつから何年間算入される予定なのか。

答 交付税算入されるのは、起債の償還期間が始まる平成三十四年度から十年間を予定されている。

指定管理者の指定

問 観光交流施設きらめきフアクトリーの指定管理者の指定について、事業者の評価にあたり、どの点が高く評価されたのかを聞く。

答 本市の観光事業に長年携わってきた富田林商工会と富田林市観光協会を構成団体とする連携体が、それぞれのノウハウを生かし観光事業に取り組み内容が、設置目的と合致したと評価されたものと考えている。

訂正

議会だより二百十五号の決算審査(五ページ一行目)において、「休日診療の歯科については、(中略)平成二十七年十月から午後診療のみ」と掲載しましたが、正しくは「午前診療のみ」となります。訂正してお詫び申し上げます。

賛否一覧表(全員一致の議案以外を掲載します)		とんだばやし未来	公明党	自由民主党	日本共産党	無党派													
議案	議決結果	辰巳	川谷	尾崎	南齋	遠藤	村山	草尾	高山	山本	西川	林	岡田	奥田	田平	永原	京谷	伊東	吉年
		真司	洋史	哲哉	哲平	智子	理恵	勝司	裕次	剛史	宏郎	光子	英樹	良久	ゆみ	康臣	精久	寛光	千寿子
人事院勧告に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年度一般会計補正予算(第6号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年度介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年度水道事業会計補正予算(第4号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平成29年度下水道事業会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年金の毎月支給を求める意見書を国に提出することに関する請願	採択	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○
公的年金の毎月支給を求める意見書	可決	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○

○賛成

×反対

※議長は採決には加わりません

一般質問

会派代表質問

市庁舎の建て替え 耐震改修について

とんだばやし未来

問 本市では、平成十八年度に庁舎の耐震診断を行った結果、防災拠点としての耐震性能を満たしていないことが判明した。

これまでは学校などの耐震化を進めてきたが、東日本大震災や熊本地震を受けて、防災拠点となる市庁舎の耐震性能の重要性が重視されるようになり、なるべく早く市庁舎の建て替えや耐震化する必要があると考える。本市では、今まで庁舎の建て替え等の議論を進めてきたが、今後の進め方を聞く。

また、視察した他市の事例で



防災拠点としての機能が求められる市庁舎

は、パブリックコメントの募集だけでなく、シンポジウムやワークショップなどを通じ、市民に建て替えに関する事業の身を説明し、意見を取り入れる場所を設けていた。

今後、本市においても、市民に現在の庁舎の状況や建て替え等の必要性を伝え、市民の意見を反映させていく場を設ける必要があると考えるが、その手法について本市の考えを聞く。

答 市役所本庁舎における平成十八年度の調査結果では、耐震性の基準とされるIs値を大きく下回ったことから、庁舎の今後について、内部の耐震化検討会議で議論を進めてきた。

また、今年度には庁舎耐震調査業務を委託し、結果、北館南館共に防災拠点としての耐震性は有しておらず、衛生設備配管・設備機器についても、錆・腐食・閉塞が進行しており、更新が望ましい。また、エネルギー

供給を行う機械室等の問題点が判明した。

これらを受け、今後、問題点の改善策、庁舎のあり方、長期的な費用対効果等、多角的に検討し、その検討内容は、議会や市民の皆さんに市の広報誌等において丁寧な周知に努め、特に、市民の皆さんの意見を取り入れる方法論についても、再度検討する必要があると考える。

今後、災害時には本庁舎に利用される方の安全を確保し、防災拠点として機能するよう、庁舎耐震化のあり方について、さらに検討を深めていく。

栄養教諭の充実と学校給食センターについて

日本共産党

問 本市の栄養教諭の配置状況では、十分な食育ができていないという声を聞いている。

栄養教諭の役割はますます重要視されており、国は各自自治体に対して、栄養教諭の配置促進・食育充実を求めている中、大阪府が定めた配置によると、新学校給食センターの建設による給食センター統合で、小学校では栄養教諭が四名から二名へと減ってしまう。

本市から大阪府に対して栄養教諭の配置等についてどのよう

な要望をしているのか。また、本市における食育の状況についての認識と、今後の対策を聞く。

次に、新学校給食センターに関して、防災の観点から計画・検討していることを聞く。

更に、新学校給食センターではアレルギー食材を除去して食べられるとのことだが、今後のアレルギー食への対応について聞く。

答 大阪府における栄養教諭の配置基準によると、栄養教諭が二名減ることとなるため、現行市単費により栄養士を一名増員して対応している。

そこで、本市としては、十一月末に大阪府に対し、栄養教諭の配置基準の変更及び加配を強く要望したところである。

また、本市の食育は、栄養教諭の指導のもとに地域住民やPTA主催の試食会の開催等を行っており、今後は食事マナーの伝え方や、地元農家との交流給食を通じ、食べ物の大切さなどを理解できるように取り組みも行いたいと考えている。

次に、災害対応として、新給食センターにおいては、自家発電設備等や、また、LPガスに対応した釜等の厨房施設の活用と、日頃から備えている消耗品の活用や、備蓄食料についても、

研究を行っていききたい。

また、今後のアレルギー食への対応については、ガイドラインの作成やアンケート、面接等を予定しており、現在、平成三十年度内の実施にむけて慎重に進めているところである。

サバーファームの指定 管理の運用について

自由民主党

問 農業公園サバーファームの指定管理者である農事組合法人は、農業自体は適するものの、観光農園の運営者としての経営手腕については疑問がある。

監査委員の平成二十五年度決算審査及び財政健全化審査意見書でも、農事組合法人を非公募で指定管理とするには、入園者の増加や自主事業による売上げの増大、コスト削減を求め、市としても市民負担の軽減に向けて努力することが強く求められ



現在建築中の新学校
給食センター（イメージ）

るとあるが、市の見解を聞く。

また、送迎バスについても、利用者人数は平成二十六年度で一日平均二十人であるため、ここにこの市場の買物客を増やすためのルートづくりなど、利用率を高めるため知恵を絞る必要があるが、今後の有効活用について、市の見解を聞く。

次に、平成二十九年指定管理者選定委員会による三年目評価における総合評価では、「農」だけに頼らない抜本的な発想の転換による魅力の向上や、職員の経営についての意識向上及びスキルアップを強く要望されていたが、市の見解を聞く。

〔答〕平成二十五年年度の決算審査及び財政健全化審査意見書及び、平成二十九年年度の指定管理者選定委員会による三年目評価において、厳しい評価・講評を受けているが、これらはいずれも、観光農園を経営するという意識をもち、企画力・営業力の向上を図り、農業公園の魅力の向上と市民負担の軽減に努めるよう求めているものである。

指定管理者では、職員の意識改革・スキル養成のため職員教育の実施を予定しており、市としても、集客につながる企画の提案など人材育成に努め、農業公園の活性化・魅力向上を目指し、引き続き協力・連携して取

り組んでいく。

また、無料送迎バスは、スポーツ公園や斎場・霊園への交通の便としても利用されているが、利用者数をみると、有効活用が出来ているとは言えないため、運行のあり方も含め、今後研究していきたい。

災害対策基金の創設を求めて

公明党

〔問〕十月の台風被害に対する応急処置等の経費にかかる財源は、起債や財政調整基金によるが、本市の財政調整基金の設置目的からは、災害の復旧経費に充てることは可能であるが、災害の予防対策など特定の目的のためには対応しがたい基金だと考える。

ここで、災害対策基本法においては、災害対策基金の設置が求められている。

災害対策基金を設置している自治体は府内でも少ないが、本市でも大規模災害に備えて、災害予防対策を講じるとともに、災害後に市が率先して一日も早く市民生活を取り戻し、地域に即した復旧・復興を行う体制を構築できるよう、災害対策基金の設立が必要と考える。

災害対策基金の積立制度の創

設は、今後の災害を乗り越え市民を守るという強い意志を示し、市民に安心を与えるとともに、これまでとは違う積極的な災害予防対策や、被害を受けた市民に寄り添う救済措置を構築できる可能性を広げることになると考える。

災害対策基金の積立制度の創設について、市の見解を聞く。

〔答〕本市では、災害等の予測しがたい事態に、市の財政が急激にひっ迫することがないように、財政調整基金を設置し、平成二十八年年度末現在で約三十八億円を積み立てている。

この額は、基金条例の設置目的にある、災害その他予測することのできない事務または事業に要する経費に充てることのできるということでは、一定確保されているものと考えている。

しかし、財政調整基金は、起こった災害の復旧に対応したも



台風により多くの土砂崩れが起きました

のである。災害対策基金は、今後起こりうる災害の被害を未然に防ぐための予防対策の財源として有効であり、また他市の事例においても、特色を出しつつ市民の防災意識の向上も合わせはかっているところもあることから、本市としても、今後、調査・研究していきたい。

十月の台風を受けた防災対策について

とんだばやし未来

〔問〕十月の台風による被害は、広範囲かつ大規模であったが、今後の台風災害に備える観点から、本市の被害状況や復旧状況及び今後の対策について聞く。

次に、被災者の生活再建はハードの復旧以外にも多岐に渡るため、市からの公助として、例えば、各種減免制度、補助制度、お見舞金並びに生活貸付金などの情報について、府や国の制度も含め提供し、申請や手続きもワンストップで対応できないか。また、新たな支援制度の創設や現行制度の充実、更に、府や国に対する支援や財源措置等の要望について市の見解を聞く。

次に、今回の台風による被害は本市ハザードマップの土砂災害警戒区域の外でも発生しているため、これを機に危険地域を

再度見直し、市民への周知を早急に実施すべきであると考えて、防災計画の見直しについて、市の見解を聞く。

〔答〕被害状況としては、十二月六日現在、合計で百五十二件が発生し、本市では通報を受けて応急措置を行った。現在は、道路や水路など約六割程度が復旧したが、一日も早い復旧に向け引き続き取り組んでいく。

今後は、市民が自らの身を守る行動ができるよう防災訓練等で広く周知し、今回被害があった区域には、重点パトロール等を実施していく。

次に、被災者への支援制度について、災害発生時の相談内容は多岐に渡るため、一箇所で相談できるように努め、関係部署と連携して支援制度について調査・研究していく。また、国や府に対しては支援や財源措置等について働きかけていく。

次に、ハザードマップについての被害状況を記録に残し、災害時には、必要に応じて広報車での情報伝達やパトロール等を行いたい。また、地域防災計画についても、国や府との整合性や今回の教訓も踏まえ適時実状に合うよう改訂に努める。

なお、改訂時には、市民にも情報が行き届くよう努めていく。

災害時の援助や復旧補助制度の充実を求めて

日本共産党

問 災害復旧援助制度として、本市には、「がけ地防災工事補助」制度があるが、補助対象が市道に面するがけ地に限定されており、個人地への崩落などの処理は自費となる。

被害の拡大を防ぐため、補助範囲の拡大と、災害復旧費用の融資や、利子援助などの制度創設を求めるが、市の見解を聞く。

また、大きな災害に際しては、様々な問題を受ける相談窓口が必要である。災害対策本部の解散後も、相談窓口が一定期間必要と考えるが、市の見解を聞く。

次に、災害弱者の避難を助けるために避難行動要支援者名簿が作成され、町会や避難支援関係者への情報共有が進んでいるが、新たな希望者の把握や、地域の連携、支援体制の充実が絶えず必要である。昨年十月の台風時の避難行動要支援者の方や、高齢者・障がい者の方への安否確認、避難支援がどのように行われたのかについて聞く。

答 補助制度について、現在、本市には「がけ地防災工事補助制度」があるが、個人地への崩落に対する補助制度はない。

災害復旧費用の融資や、その利子援助の制度創設等は、多額の費用を要するため、今後、調査・研究していく。

次に、災害対応の相談窓口については、災害発生時の相談内容は多岐に渡るため、関連する各種制度や事業の情報の共有化・集約化をはかり、スムーズに相談できるよう努めていく。

また、避難行動要支援者の方などへの安否確認、避難支援について、要支援者への風水害時の対応として、平成二十八年三月に「避難行動要支援者支援プラン」を策定し、町会などを中心とした支援組織の組織化を推進してきた。しかし、市内全域での組織化には至っていない。

なお、十月の台風時は、危険区域内に居住する避難行動要支援者等へ、災害対策本部から状況確認を行い、自力では避難できないなどの要請を受けた場合には、避難所への誘導を行う対応を行ったところである。

きらめき創造館でのリカレント教育開設を

自由民主党

問 この九月にオープンした

「きらめき創造館（Topic）」の運営については、子どもから高齢者まで幅広い世代に

利用してもらえ各施策の展開について、十分な検討を行っていく必要があると考えている。

ここで、国においては、新たな看板政策として、人生百年時代構想「人づくり革命」を議論する有識者会議を八月に設置した。人生のさまざまなステージで教育・人材投資のあり方を検討するとしており、その中で、学び直し（リカレント教育）のテーマが打ち出された。

きらめき創造館は駅にも近く、文教地域でもあり、他市にない、国よりも先行できるコンセプトを持つオープンカレッジとして、老若男女の生涯学習の場にするほか、市職員も企画立案能力を高めるチャンスとして、市民とともに学ぶステージとなり、あ

わけて、市民とともに学ぶワークショップにもつながるのではないかと考える。

その部門として、教育（ＩＣＴ・語学）、食・農・健康・環境・子育て・金融・経済といった、様々な講座を、スペシャリストを招いて開催してはどうか。

答 学び直しのきっかけを作る「リカレント教育」オープンカレッジ「富田林」の開設と、人材育成として企画立案能力を高めるため、市職員にも参加を促すことについて、市の見解を聞く。



様々な活用が期待できる
きらめき創造館（Topic）

成について、本市としては、若者だけでなく、市民一人ひとりが持てる力を十分に発揮できるようにすることで、より豊かな人生を過ごすことに繋がると考えている。

このような中、今注目されている、何歳になっても学び直しを行うことができる「リカレント教育」のきっかけ作りとなる事業の展開に向け、研究を進めていきたいと考えている。

また、職員のオープンカレッジ参加は、企画立案能力の向上などに非常に効果的であると考えられるため、今後、関係課と協議を進めていきたい。

がん治療を支援する医療用ウィッグの補助

公明党

問 二〇〇六年「がん対策基本法」の成立より、国を挙げて

の本格的な取り組みがスタート

し、検診受診率の向上や専門病院の充実など、がん対策は着実に前進してきた。

最近では、以前の「長期入院」から「通院治療」へと変わりつつあり、がんになっても働ける社会の構築が求められている。

がんの治療の副作用として体毛が抜け落ちることは、広く知られている。外見を気にして仕事や外出しなくなることは残念であり、むしろ、生きがいを持って、自分のペースで仕事や外出を楽しむことで、治療も良い方向へと向かうと思われる。

多数の自治体で、がんの治療をした人の社会参加を支援するため、頭髮と乳房の補正具の購入費用の一部を助成する制度を設けている。

そこで、がん療養中の市民を応援するため医療用ウィッグの補助金制度の創設を求めるが、市の考えを聞く。

答 国における計画では、「尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築」が全体目標のひとつに設定され、がん患者が住み慣れた地域社会で生活していく中で、必要な支援を受けられる環境整備を目指すとされている。

その中で、がん患者が、がんと共に生きていくためには、就労支援のみならず、治療に伴う外見の変化など社会的な課題へ

の対策が求められている。

医療用ウィッグは、抗がん剤治療や放射線治療等のがん治療の副作用により脱毛された方にとって、外見の変化を緩和させ心理的負担軽減の一助となるものと理解している。

また、がん患者の就労や社会参加と療養生活との両立は、市としても重要な課題と認識しており、本年八月には市長会を通じて大阪府に対し、医療用ウィッグ等の購入費用の助成制度創設を要望したところである。

今後においても、引き続き要望するとともに、他の自治体の事例等を参考に補助金制度につき、調査・研究していきたい。

個人質問

性的マイノリティ児童生徒への支援について

無会派

問 小・中学校では男女別に分けられる衣服や持ち物、学校生活での場面が多く、性的マイノリティの児童生徒にとっては苦痛となり、いじめや不登校につながる場合もあり、きめ細かな配慮が必要と考える。

制服については、男女の違いが明らかなものが多く、大きな

悩みの原因であり、髪型についても同様でその対応を聞く。

次に、トイレについても深刻な悩みとなる。誰もが入れる多目的トイレがあればと考えるが、その対応を聞く。

また、中学校での授業では体育や保健体育で男女別のコースがあり、授業が苦痛になる場合がある。水泳の際の水着の着用や部活についても同様であり、これらの場合の対応を聞く。

最後に、修学旅行などの合同宿泊での入浴や、男女別の大部屋にも抵抗がある場合があるが、これらの場合の対応を聞く。

答 制服・頭髪・髪型については、本人の心情や周囲の理解、発達段階などを考慮し、本人や保護者と十分に話し合った上で決定している。制服は詰め襟、セーラー服からブレザー型に変更し、ズボンとスカートを選択できる学校もある。

トイレについては、教職員用トイレの活用や、障がい者用の個室トイレをだれでも利用できるようにしている学校もある。

授業や部活については、可能な範囲で男女共習化をしたり、柔道の組み手において、希望する性別の教職員が対応したりしている。水着については上半身を露出しないラッシュガードの着用などの配慮をしている。部

活動は、普段の活動では、生徒の体力や安全に十分配慮し、混合で活動している例もある。

合同宿泊時の対応としては、入浴時間をずらしたり、教員用シャワールームを使用させたり、また、教員の部屋で就寝させるなどの対応をとっている。

本市としては、教職員が、正しい知識を持って指導し、一人ひとりの個性を認め合う温もりのある教育に取り組みよう、各校を指導・支援していく。

社会福祉協議会によるボランティアの体制は

無会派

問 災害発生後において、ボランティアは被災地の復旧復興活動だけでなく、孤独になりがちな被災者への精神的支援など、重要な役割を担っている。

二十九年十月の台風の被害を受け、河内長野市では災害ボランティアセンターを開設し、近隣府内の社会福祉協議会(社協)や、おおさか災害支援ネットワーク幹事団体からの協力も得て、活発に支援活動が行われた。

本市においてはボランティアセンターの立ち上げは行わなかったが、一部では、市内で発生したけ崩れによる被害に対して、本市社協とボランティア

との連携が見受けられた。

本市も河内長野市同様、災害による家屋や敷地等の民地に対する対応について、被災者のニーズを把握するなどの中で、ボランティアセンターの立ち上げも含め、積極的に取り組む体制を作る必要があると考える。

今後、社協を中心としたボランティアセンター立ち上げとボランティアの受け入れ体制について、市の考えを聞く。

答 ボランティアセンターの立ち上げは、市内外から寄せられる支援の申し入れに対して、市民のニーズなどの情報を基に社会福祉協議会において設置、運営を行うこととなっている。被災情報などを受けた社協は

ボランティア受入れの総合調整機能を果たすため、市災害対策本部と連携し、地域防災計画に基づきボランティアセンターを設置するとともに、各方面から寄せられるボランティアニーズの把握や派遣にかかる連絡・調整を行い、物資の受入れ、在宅被災者の支援、避難所運営、がれきの撤去、要配慮者への支援などを行うこととしている。

災害時には、個人、団体などのボランティアと市民ニーズをマッチングすることが非常に重要であることから、今回の災害を教訓にして、ボランティアセンター立ち上げや受け入れについて、社協と協議するとともに、連携強化を図っていきたい。

議会日誌

十一月

27日 議会運営委員会

全員協議会

幹事長会

十二月

4日 第四回定例会開会(上程)

議会運営委員会

建設厚生常任委員会

広報委員会

12日 定例会二日目(一般質問)

13日 定例会三日目(一般質問)

広報委員会

幹事長会

14日 定例会四日目(議案質疑)

議会運営委員会

18日 総務文教常任委員会

19日 建設厚生常任委員会

20日 予算決算常任委員会

22日 議会運営委員会

定例会最終日(委員長報告)

全員協議会

幹事長会

一月

17日 広報委員会

全庁的な情報の共有と 利活用について

無会派

問 現在、本市においては、各課が情報やデータをバラバラに保有している状態である。

他の課がどのような情報やデータを保有しているのかに対する関心が低いため、情報共有による事務の効率化やコスト削減の実施、また、的確な政策立案につながる可能性に気付けない状態にあると推察する。

そこで、まずは共用空間データベース上に各課が保有する情報を整理・共有してはどうかと考えるが、市の見解を聞く。

次に、情報の共有化のためには、その中心となる政策推進課（情報政策係）だけでなく、部門横断的な検討委員会等の設置が必要と考える。

現在、情報政策係は三名しかおらず、災害発生時などには非常に脆弱な体制であると考えられるが、今後の体制整備について、市の見解を聞く。

また、ICTの利活用には、全庁的な視野に立った判断が求められるため、専門的な知見や人的なネットワークを持つ人材の力を借りることが近道である。そこで、副市長をCIO（最

高情報責任者）に定め、その補佐官を外部から任期付き職員として採用してはどうかと考えるが、市の見解を聞く。

答 情報の整理・共有に向けてのシステム構築については、まずは、本市が保有する情報の把握・整理を進め、必要なシステムについても検討したい。

体制整備については、各課の枠を越えて、全庁を統括する体制が必要であると考えており、十一月に専門家から情報システム

の調達や体制等の助言など、支援を受けたところである。

CIO補佐官の採用は、体制強化のための有効な方法であるが、この間、職員定数の抑制にも取り組んでおり、その経費や効果など、さらに研究する必要がある。

いずれにしても、保有する情報の活用は、行政の効率化や多種多様な課題解決のため、非常に重要なことであり、先進事例を参考に調査研究していく。

平成29年 市議会の主な活動

会 議 別	日 数
本 会 議 (定例会4回 臨時会2回)	98日(会期)
常任委員会 (市民総務・文教厚生・建設消防) (総務文教・建設厚生・予算決算) ※6月議会より名称変更	16日
富田林病院特別委員会	3日
市民総務常任委員会・富田林病院特別委員会連合審査会	2日
総合計画等に関する特別委員会	3日
政務活動費検討委員会	3日
議会運営委員会	19日
広報委員会	9日

※その他に幹事長会、全員協議会を行っています。また、組合議会や執行機関の委員会、審議会及び広域行政の議会や協議会等に出席しています。

内 容 別	提出件数	提 出 内 容					
本 会 議 の 提 出 案 件	142(件)	条 例	33	予 算	34	決 算 認 定	8
本 会 議 の 議 決 案 件	144(件)	契 約	4	人 事	15	其 他	48
		可 決	95	否 決	2	決 算 認 定	8
		其 他	39				

提出案件と議決案件の差は、前年から閉会中の継続審査となった議案があるためです。

その他の質問項目

○若者が活躍できるまちづくりを
○春日井市「土曜チャレンジア
ップ教室事業」を参考とした
本市「放課後子ども教室事業」
の充実について

○中学校給食事業の現状と課題に
ついて

○スポーツ行政について

○現在建て替え工事中の小学校
給食センターに関して

○「住宅リフォーム助成」制度の
創設や補助金事業展開にあたり、
市内事業者に仕事回る制度を
○地方創生「食」と「農」と「観
光」のまちづくりについて

○「さらめき創造館」の運営に
ついて

○医療施策の充実

○安全快適で活気あるまちづくり
○市民への広報の充実

○「子育てするなら富田林」を
充実するために

○Miraiton 2017
(市民会議)について

○職員提案制度について
○多様な手段による情報発信と、
問い合わせ対応等の効率化に
ついて

※議会だよりに掲載した質問
以外で、各会派・議員による
一般質問の主題を掲載してい
ます。

平成三十年 第一回(二月)
定例会の予定

2月
26日(月) 本会議(議案上程)

3月

6日(火) 本会議(一般質問)

7日(水) 本会議(一般質問)

8日(木) 本会議(議案質疑)

12日(月) 総務文教常任委員会

13日(火) 建設厚生常任委員会

19日(月) 予算決算常任委員会

20日(火) 予算決算常任委員会

22日(木) 予算決算常任委員会

26日(月) 本会議(委員長報告)

※いずれも午前十時開会予定

編集後記

冬の寒さが一段と厳しく
なってきたかもしれませんが、皆
さんはいかがお過ごしでし
ょうか。

議会だより二百十七号を
お届けします。

今号では、昨年十二月定
例会の一般質問を中心に掲
載しました。

今後も広報委員一同、皆
様に親しまれる紙面づくり
に努めてまいりますので、
よろしくお申し込みし上げま
す。

お気づきの点、ご意見等
がございましたら、お気軽
に議会事務局までお寄せく
ださい。

【二五】一〇〇〇内線二二七